

発議第 8 号

防災対策の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成 27 年 10 月 7 日

伊勢市議会教育民生委員会

委員長 中 村 豊 治

## 防災対策の充実を求める意見書（案）

三重県では学校構造部材の耐震化が着実に進められており、早期に統合予定や津波の被害の無い山間部の小学校・中学校の一部を残して、ほぼ 100 パーセントとなりました。

一方、2012 年 9 月 4 日、文部科学省は「学校施設における天井等落下防止対策の推進に向けて（中間まとめ）」を受け、国公立学校施設の屋内運動場等の天井等の落下防止対策については 2015 年度までの速やかな完了を目指して取り組むよう、各教育委員会等に要請している。しかし、進んでいないのが現状で、2015 年度中の計画においても全棟の完了はできない見込みである。また、それ以外の非構造部材の耐震対策も、県内で 2014 年度末において、幼稚園で 33.3%、小中学校で 36.9%、高等学校で 17.2%、特別支援学校で 18.8%にとどまっている。

さらに、三重県教育委員会の調査によると、2015 年 2 月現在、公立小中学校と県立学校のうち、校内の備品等転倒落下防止対策が「すべてできている」は 40.5%（前年度比 16.3%増）、校内のガラス飛散防止対策が「すべてできている」は 22.8%（同 6.6%増）となっている。

2015 年 3 月の三重県防災対策部「三重県地域防災計画 地震・津波対策編」では、南海トラフで発生する巨大地震による津波高及び浸水域等の推計結果を公表しました。これによると、津波の高さが志摩半島から東紀州では約 10m、津波の到達時間の早いところでは 5 分以内と予測されている。死者は、最大で約 53,000 人、全壊・焼失建物棟数は最大で約 248,000 棟に上るなど、甚大な被害が予想されている。2013 年 5 月 28 日に国の中央防災会議の作業部会が発表した南海トラフ巨大地震対策の最終報告では、ハード面の整備に加え、防災教育をはじめとする「事前防災」等の対策を具体的に実施すべきとしている。

学校は、子どもたちをはじめ多くの地域住民が活動する場であり、地域の拠点である。災害時には、県内の公立学校の 91.3%が避難場所となる等、重要な役割を担っている。その安全確保は極めて重要であり、非構造部材への対策が急がれる。また、学校、家庭、地域が連携して災害から子どもを守る必要があり、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務である。

よって、国におかれては、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強く切望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

伊勢市議会議長 小山 敏

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

殿